

## 第16回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成15年3月25日（火） 午後3時30分～4時30分

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，青山行彦委員，石田美枝子委員，北野佳世子委員，佐藤邦子委員，鈴木佳子委員，長澤弘子委員，中野勘次郎委員，鷺巣弘子委員，

欠席者：なし

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

---

### 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
  - ・浜松市市民協働推進条例の逐条解説等について
- 3 その他
- 4 閉会

---

### 会議の概要

前回に引き続き，事務局側で作成した逐条解説（案）について検討した。

---

### 配布資料

- 資料1：浜松市市民協働推進条例
  - 資料2：浜松市市民協働推進条例の逐条解説について(案)
  - 資料3：浜松市市民協働推進条例検討会議報告書（案）
-

## 1 開会

伊藤委員長

いよいよ最後の検討会議になりました。前回の検討会議は議論半ばで終わっていますが、事務局側でまとめたものに、私の方で多少訂正を入れて、それについてまた事務局で一部直した形でまとめたのが、きのうメールで送られた「逐条解説」になっています。

私自身も気になるところは正直いうとまだ何箇所かあります。報告書のコメントの中、あるいは「はじめに」のところで触れていますが、基本的に完璧なものを目指すよりは、こういう市民参加型の条例というのは、実際に施行して、それを運用する中で問題点があれば、変えるべきものは変えていくという形で運営をしていくべきではないかと考えまして、この辺で妥協させていただいています。

今日は、大ざっぱなところだけ、ポイントをもう一度確認したいと思います。それから報告書の校正につきましても、一応案という形で、表紙、はじめに、皆さんのコメント、この検討会議がどこで何回開かれたかという記録、検討委員の名前、それから最後に付録という形で条例の逐条解説が付くという構成を考えていますが、こういった形でいいかどうかについて、議論をしていきたいと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

こんにちは。条例案につきましては、24日に当初予算の審議の中で議決をされましたので、最初にそのことを報告させていただきますと共に、皆様のご尽力の賜物とお礼を申し上げたいと思います。

伊藤委員長

提案した日に一回質問があっただけで、委員会でもほとんど審議なかったという話で嬉しいのか悲しいのかという感じがしないでもありません。

## 2 議事

- ・ 浜松市市民協働推進条例の逐条解説等について

伊藤委員長

逐条解説につきましては、ざっとポイントだけを追いかけてみたいと思います。

前半については前回も2回やっておりますので、今日は後半をどういう形で修正したかを中心にしていきたいと思います。

第8条からですが、第8条で9条以下の具体的な施策や、そこには

触れられていない活動拠点等についての話が入っています。解説の中で、1で市政に参画するという第9条の問題、1の(2)でお互いに支援する仕組みという第11条に関わる問題、それから第10条関係のことも触れているわけです。それから1の(3)で情報提供、活動拠点、それから人材開発等に触れています。これは以下に具体的な条項がない部分ですが、単に、9、10、11条だけが施策ではなく、もっと幅広い視点で、必要に応じて規則、要綱等で拡大をしていくことが可能になっていくというように理解できるのではないかと思います。

それから、市の組織内における体制の整備という形で、そういった上記の活動を支えていくために、市の内部における広報広聴関係の仕組みとまちづくりセンターの役割強化ということが書かれております。後でご意見があればいただくという形でいきたいと思います。

それから9条ですが、かなり書き方や、解釈をどのようにしていくかで意見が割れることがあったところだと思います。基本的に市政に参画するための機会づくりという形で、情報を積極的に提供していこうという意味で市民からの提案をしっかりと受け止めていくような場をつくっていくということです。それから政策形成の段階から、パブリックコメント等の制度を活用して市民の声を反映させていく。あるいは早い段階から公開して意見を求めていくということを可能にしていくことが第一です。

審議会の問題もあります。これについては、「附属機関等の設置および運用に関する基本方針」についてという形で、一部抜粋して入れたことになっています。

それから、さらに協働の場づくりという形でまちづくりセンターを活用していこうということです。これについては、窓口という形だけに狭く捉えられてしまうと、機能が低下するのではないかとということで、市民からのアクセスを受け止める場として、協議の場というニュアンスをもう少し強めたいという形で、最後まで議論したところです。この辺については、実際に、まちづくりセンターの活動を今後フォローしていく中で、考えていかざるを得ないのかなという気がしています。

先日、まちづくりセンターで第一回運営委員会が開かれました。私も一応運営委員の1名に入ったわけですが、その時にまちづくりセンターから、実は運営委員会は、去年の5月から開く予定だったのが、なかなか調整がつかないということで、年度末になって一回だけ開い

たと、その状況について率直な自己批判的な発言もありました。15年度からは、そういう市民協働の現場という仕事が増えていくことを通じて、より開かれた運営をしていきたい、そのためには、運営委員会を通して、市民の声を拾い、あるいは運営委員会とは別に、利用者会議のようなものをもっと活用していくようなこともやっていきたいということが話し合われております。

やはり、この協働の窓口という言葉についても問題になって、「窓口」だったら、単なる雑務になってしまって、主体性が発揮できないではないか。もっと主体性のある形で、協働の現場としてきちんと活動できるような立場になっていきたいということが確認されています。

第10条ですが、ここは市が行う業務への参入機会です。ここに関しましては、まず参入の機会を拡大するという形で、従来の委託業務とは別枠で、市民活動に関する登録制度をつくっていくということです。それについては、従来よりもやや敷居を低くする形で、参入機会を拡大していきます。しかし、2に書いてありますように、もっと公開・公募というものをきちんと行っていくということと、それから対等な関係というものが重要です。つまり従来も一応原則だったと思いますが、さらに強化していくということです。特に公開・公募を強調しています。

それから、第3項において評価の問題があります。説明責任を明記することによって、従来は、ともすれば事業委託が随意契約中心で、やや曖昧なところがあつたということに対して、批判をしていくというのではなくて、新しくつくられていく制度はそのような批判を受けないしっかりしたものにしていこうという形として解説が書かれています。

最後に、もう一つ大きなポイントとして第11条の基金の問題です。基金の問題につきましては、この解説で市民がどこまで理解できるかという点では、まだ気になるところがあります。杉並区と同じように、この基金については、別に広報をきちんと行っていくという体制、つまり、基金の独自のパンフレットをつくったりすることです。実際に市民が寄附をしないと全く動かない制度ですので、そういったものを促進させるための活動をしなければいけないと思います。この解説の中では、税法の問題等で、非常に歯切れが悪いというのは否めないのかなという感じもしています。

第12条以降につきましては、比較的形式的な問題で、この検討会議、それから推進会議の解散後の来年度、どのような形で進めていく

かに関連する話ですので、特に大きな問題はなかったと思います。

附則についても若干あります。特に見直しとして、状況の変化に対して、柔軟に対応していくということが書かれていますし、このことはその他にも幾つか、しつこい程書いているつもりです。

ざっと目を通されて、ここは抜け落ちているから問題があるとか、あるいはこの部分だけは明記しておいて欲しいというところがあれば、最後の機会ですので、お願いしたいと思います。

それから、もう一つ「定義」のところで、自治会、子供会との関係について議論しました。一応4ページの括弧内に「NPOとは、」とありますが、その下のところに、「～災害時の相互救援など、社会貢献性をもつ活動を行う点においては、市民活動団体の一つであるともいえます。」という形で前回よりもかなり弱い形で、しかし、外すことはしないで、広い意味での市民活動団体として考えていきたいという言い回しになっています。

この辺はご意見を伺いたいと思っています。

#### 山中副委員長

以前お話ししたところも直されているし、よろしいかと思います。

#### 長澤委員

電話で直接、「ここはこのような形でいかがでしょうか。」とお伝えしたところを、とても上手につくっていただきありがとうございます。この間お話しした、第9条以降のところも、8条の1の(1)の市政に参画することができる機会づくり、のところも、「市政への市民参加は協働の前提になります。」となっており、とても素晴らしいと思いました。

ずっと意見として出ていた「わかりにくい」、「言葉使いが難解である」という部分は、今回いただいた逐条解説では、全体を通してトーンが変わってきたような気がします。とてもわかりやすいし、易しいような気がします。頑張ってください、とても感謝しております。

#### 青山委員

全体的に平易な表現になっているので、わかりやすいなと思います。あとは、これをうまく活用していただく場面、つまり、市の職員の方に周知していただくとか、まちづくりセンターで運用に当たって、マニュアル的に使っていただくというような使い方を明確にしてい

ければいいのではないかと思います。

北野委員

いつも聞くことですが、これはどこで、誰が見るといのでしょうか。条例ですので、広報に載せるということはないと思いますが。そうになると、活動している人に、こういうものがあるということを周知させるには、どのような方法あるかわからないのですが。こういった解説をどこで見られるのでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

この逐条解説については、職員全員に配るということは当然の話ですが、まちづくりセンターにも当然置くことが必要でしょうし、また、「広報はままつ」でも4月20日号で特集を組んで、4月から施行される3つの条例について、ページをとって紹介をしていきます。条例のパンフレットも今、作成をしておりますので、こうしたものを配布する形で進めていきます。

それから出前講座にも進んで参加し、PRに努めていきたいと思っております。機会があるごとにご理解を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

北野委員

なるべく活用してもらうためには、やはり市民の方にわかっていただくことが一番だと思いますので、よろしくお願いします。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

わかりました。インターネットにも掲載してまいります。よろしくお願いします。

伊藤委員長

今までは条例というものが、ともしれば「できあがったら終わり」という形で、市民の関心からは薄れてしまっていました。行政の方はどうしても仕事で関わっているので、関係部署だけは気にしているけれども、多くの人にとってみると、無縁になってしまうというのが現状だったような気がします。そういう意味では、この条例に関しては、そうではないようにしていきたいので、行政だけでなく市民サイドの努力も必要ではないかと思います。

非常に古い話ですが、かつて戦争後、平和憲法ができた時に、全国の公民館で「憲法の読書会」というものが行われたわけです。それが

ある面では、当時の平和をつくっていくという意識を育てたわけですが、そのような意識がない限り、行政に期待するだけでは、いつまでたっても同じではないかと思います。例えば、これを市民グループがあくまで、一つの解釈として自分たちなりに読んでみて、ここの解釈と対照しながら、自分たちの解釈を発表していくような機会があってもいいとも思いますし、様々な形で批判的に検討するものや、好意的に検討するものがあってもいいと思います。お互いに読み込んで、意識を高めていくことが、本当の協働をつくっていく基盤になるのではないかと思います。

そういうチャンスを行政が指導するわけにはいきませんので、誰でもが、資料として入手できるような仕組みだけは用意していただければと思っている次第です。

#### 鈴木委員

やはり、この逐条解説は完全なものではないと思います。実際、この条例を活用する各々が考えて解釈を加えたりしていくべきものだと思いますので、あくまでも、この解説の文章並びに解釈は一つの事例であると受け止めております。ここに出来上がった解説が、十分その機能を果たしていると現時点で私は考えております。

#### 伊藤委員長

お一人ずつ簡単なコメントでも構いませんので、お願いします。

#### 中野委員

一言申し上げるなら、意義ございません。私の場合は、真ん中辺に少し出席できたくらいで、あとは皆さんにお任せするような形に結果的になりましたので、できたものを拝見するということになりました。結果的に非常にわかりやすいものになったのではないかなという感想が正直ありますので、このまま、まずは市民の皆さんに読んでいただく機会を多くとっていただければと思っております。

#### 鷲巣委員

朝、読ませていただきまして、「素晴らしいものができたな。」「事務局の方はさぞ大変だっただろうな。」と思いました。こんな風に上手におまとめいただき、本当に嬉しかったので、すぐメールを送らせていただきました。ありがとうございました。

#### 石田委員

私も今、初めて見せていただいておりますが、自分がなんとなくイメージしていた書き方に変わっていて、ニュアンスが軟らかく、わかりやすくなっていました。ありがとうございました。

報告書のコメントにも書きましたが、ここへ来たら、「さて、じゃあ一体自分に何ができるのだろうか？」というところに立ち返って、またボールが投げ返されたというような責任感是他の方よりも重いというように思っております。「さて、皆さん今後どうしましょう。」というところへ来ているのではないかと、身の引き締まる思いが改めてしています。

#### 佐藤委員

本当に素晴らしいわかり易い内容にさせていただいて、感謝しています。参加していろいろな意見を出して、自分も一生懸命考えながらつくっていきなという気持ちはあったのですが、なかなか思うように参加できなかったのも、本当に一生懸命考えてくださった委員の方々、そして、事務局の方には感謝申し上げます。

#### 伊藤委員長

今後はまた実際の運用の中で変えていくということも前提に、とりあえず第一弾としてはこれでいいのではないかという感じのご意見だと思います。

新たな提案ですが、逐条解説にコンピュータの操作ではありませんが、バージョン1.0とでもふっておいて、今後さまざまな市民活動の進展の中で、それが1.1なったり、1.5になったり、あるいは2.0に変わるというようなことがあり得るようなニュアンスを残してみるのも、一つかなという気はしたのですが。半分冗談で、半分本気の提案です。

#### 鷲巣委員

それは、私もそう思います。

#### 伊藤委員長

もし可能であれば、配布される時、今後改訂版がバージョンアップする形でグレードアップしていくことが可能になるようなことを匂わせていくことも一つの手かなという気はします。

それを含めて、最後の報告書の整理に移りたいと思います。

一応お手元の方に、私のほうでまとめた文章があります。

細かい文章の修正は、後で事務局のほうにも手を入れてもらったりするという形もあると思います。

「はじめに」のところで書かせてもらったのは、中味の話よりも、条例というものは、指針と違って、より実行性のあるものにしていくためにつくったわけですが、長期継続していく形で非常に強いものであっても、一般的には継続性がある反面、柔軟性にかけるという問題もあるということは入れています。条例は堅苦しく重い、そしてそれを自分に身近なものとして活用できないという問題もあります。

この検討会議では、条例の中味として、実際に施策において、行政だけがやるのではなく、市民がなんらかの形で関わってくるような、三本の柱のような施策を打ち出していることと、もう一つは具体的に検討会議、議事録の公開、あるいは市民説明会、パブリックコメント等の活動を行ってきたことがあります。これについて正直いって本当に多くの市民が参加していただいたかどうかは、やや疑問はあるわけですが、検討会議としては、それなりに精一杯がんばったという気はしています。そのようなことを書かせていただきました。そして、活用していく手引きとなるべき逐条解説の検討を進めたことも書いています。この逐条解説が、すでに市民と行政との協働作業として行われたということも追記したいと思っています。

今後条例も含めて、市民とのふれあいの中で、引き続き条例に規定されている推進委員会を通じて、見直していくということを最後に附帯しています。文章的にはいろいろ問題はありますけれども、趣旨をはじめに書かせていただきました。

構成として、逐条解説自体はこの検討委員会だけの責任でまとめたものではありませんので、本文に入れてしまうと検討会議でまとめたものになってしまうことから、付録の方にまわさせていただきました。「はじめに」の後、コメントになってしまうのも、変な感じはしないわけでもないですが、各委員からのコメントという形で、私もはじめに書いたことと重なっていることを、もう少し細かく書かせていただいています。皆さん方のものも、良いことが書かれているなと思っています。

こういったものが並ぶということで、最後に検討会議の経緯、設置要綱、メンバー、どのような形で検討されたかというプロセス、あるいは加わったメンバーの名前、肩書き等を挙げて、責任の所在を明らかにしておきたいと思っています。

最後に付録という形で、事務局との協働でまとめた逐条解説が入っ

てくるというような形で、一応、報告書をまとめさせていただこうかとしたものです。これについて、今までの議論の中で述べられたことでやや抜け落ちている感じがするものもあります。今、北野委員から指摘があったように、例えば、これをどういう形で今後配って欲しいかとか、個々に向けての具体的な提案があれば、最後にもう少し、箇条書きで、入れるかどうかということがあります。この辺についてご意見があればお願いしたいと思っております。

それから、次期の推進委員会のメンバーに対しての、申し渡し事項があれば、お願いしたいと思います。

#### 青山委員

北野委員がおっしゃったように、運用をどのようにするかということは重要だと思います、あえて文章として付けるかどうかという点に関しては、このままの方が収まりが良いと思います。付随して付けるのは、かえて「こうしなくちゃダメなの？」と縛りになってしまうといけないので、フレキシブルに運用していただければいいかなと思いました。

次期の推進委員会という話に関しまして、今回のこの委員会は比較的、アクティブに機能したと思いますので、次の委員の方にも、その辺の橋渡し作業を上手にやっていただいて、折角つくったこの条例がうまく機能し、または、市民協働自体がうまく機能していくように、来期からがんばっていただきたいと強く思いました。

#### 伊藤委員長

今回の報告書自体は何かを提言していくというものではなくて、条例案はすでに、骨子案の段階で、一応提言を付けてお渡しをしたし、それから、今回、逐条解説の中はかなり内容も織り込んでいることでもありますので、特にご意見がなければ、このような形で整理をして、3月中にまとまったものを事務局から、皆様方へお送りさせていただくという形で処理をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。特にご異存なければ、そのような形にさせていただきたいと思っております。

最後に今後の推進委員会について、事務局でこの様な形でやっていくのだという展望があればご説明願いたいと思っております。

#### 鈴木企画部次長兼行政経営課長

ありがとうございました。市民協働推進委員会のメンバー構成につ

いては、条例に規定されているように、公募市民と市民活動団体の関係者、事業者、知識経験者、それから学識経験者で構成します。

この中の公募市民につきましては、「広報はままつ」4月5日号に募集をかけていきます。年齢は18歳以上の方ということで、大学生であっても、希望があれば、是非応募していただきたいと思います。

他の市民活動団体関係者、事業者、知識経験者、学識経験者というのは、まだはっきりとこの場で申し上げるところまでは至っておりません。5月中には、公募市民の選考が終わると思いますので、6月に1回目の会合を開きたいと思います。

#### 伊藤委員長

ここにいる皆さんも公募委員に応募するのはご自由だという形です。皆さん方の中でこんな人という方がいればお願いします。例えば、横須賀市の話ですと、弁護士さん、公認会計士の方が入っているということも聞いています。あるいは、今回まちづくりセンターが関わってきますので、所長など、どなたかが入ってくるのがいいのかどうかわかりませんが。あまり、チェックする側と施行する側が一緒だとまずいという問題もあると思いますので、この辺について、ご意見があれば、お聞かせ願いたいと思っております。

#### 長澤委員

「お金をもらう人達はこれには入れないのではないか。」と山中委員や青山委員がよく言っていましたが、当然そうなるわけですね。

#### 伊藤委員長

基本的にたぶん委員をやっている間は受けにくいでしょうが、例えばそのこの団体に対して、寄附したいというの希望があった場合には、その回だけ、その委員の方に欠席していただくというくらいでいいのではないかという気はしていますが、どうでしょうか。

#### 杉山企画部副参事

基金の運用について、まだこれから具体的に決めていかなければいけません。今、委員長がおっしゃったように、例えば、委員になっている方の団体に希望があった場合、その審査の会議だけを外れていただくというような運用というのが現実的かなと考えています。

実際、杉並区を視察した時も、そのようなことを確認しましたが、当然、その審査からはずれるということ、あるいは審査員のメンバーも毎回同じ委員が審議するというのではなく、そのうちの半分ずつ交

代するなどの運用をすることによって、公正性を保つための模索をしているようです。やはり、そういう事例にも学びながら、運用していくことが現実的かなと考えています。

そもそも助成を受けることができる資格のあるNPO団体だから、そこに入ってはいけないとしてしまうと、非常に閉鎖的な運用にも成りかねないかなと思います。その辺はバランスをとりながらやれば、理解は得られるのかなと考えています。

#### 長澤委員

お話を聞いていて、どちらが良いとか、どちらが良くないとかではなく、「まだやってみないとわからないことが一杯あるんだな。」ということがよくわかったので、それは、報告書に書いた方がいいのかなと思いました。

#### 北野委員

公募委員は18歳以上の市民とおっしゃっていましたが、例えば、たまたまその方がNPOをなさっていて、作文を出して通ってしまった時に、この人、NPOの方だったからまずいということになってはいけないと思います。もし、NPOの方でも全然構わないというようになれば、別にいいのでしょうかけれども。

それと、現在はNPO法人に助成するということですが、将来的に、普通の団体でもいいということになると、NPOをカットしてしまうと、今度、市民活動団体も全部ダメという形になってしまうと思いますので、その辺も合わせて考えていただければと思います。

#### 杉山企画部副参事

少し言葉が足りなかったかもしれませんが、事務局の方では、委員の資格としてNPO法人を外すということは基本的に考えていないということを申し上げておきたいと思います。今申し上げたのは、基金の審査の局面において、そういう対応をすればいいのではないかとということですので、公募の段階で、NPO法人であることがネックになるとは基本的には考えておりません。

#### 伊藤委員長

公募委員もそうですし、他の個人レベルや、事業者で入った方にしましても、自分自身がNPOの責任者ではなくても一員であったり、あるいは自分に非常に親しい人間がそうであったりということも当然あり、また親戚がやっているケースもあるかもしれませんので、それ

を言い出したら切りがないということになりますから、自己申告でしょうね。

例えば、該当する基金の審査が行われる時に、「自分はこの団体とは関係があるので、この審査に関しては欠席させてもらいたい。」ということは、これはモラルの問題として、自己申告でいくしかないのかなという気はしていますが、これも次の委員会の中で、委員会で議論していただければいいのではないかと思います。

次回の委員会で、それは決めていくということで、こちらの方から、強く「こうしろ」というようなことは言わなくてもいいと思います。「がんばってください」とエールを贈るということを中心にしたと思います。

それでは、16回にわたる検討会議を行ってきました。昨年度も長い会議でしたが、さらに輪をかけて長い会議になってしまいました。運営の不便等がございましたことをお詫びしたいと思います。

次回の検討会議には参加されない方も、今度は外野で文句をつけたり、声を上げたり、あるいは温かく見守るなり、様々な形で関わっていただければと思っております。

#### 4 閉会

伊藤委員長

16回もの間、どうもありがとうございました。これをもって、検討会議を終了させていただきます。